

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 EPO(以下「この法人」という。)の倫理規程第 6 条第 3 項に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には理事長(但し、報告を行った者が理事長である場合には副理事長)と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

2 前項における適正化等措置とは、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

この規程は、令和6年4月30日から施行する。

別紙

(1) 当法人が募集する助成事業の助成先団体若しくは当法人の行う事業と利害関係を有する団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体(以下「助成先団体等」という。)の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、その限りではない。

(2) 助成先団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員(以下「助成先団体等役職員」という。)から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。ただし、助成先団体等又は助成先団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品又は不動産を 購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の提供を受けたものとみなす。

(3) 助成先団体等又は助成先団体等役職員から金銭の貸付(業として行われる金銭の貸付 は、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること

(4) 助成先団体等又は助成先団体等役職員から未公開株式を譲り受けること

(5) 助成先団体等又は助成先団体等役職員から供応接待を受けること

(6) 助成先団体等役職員と遊技又はゴルフをすること

(7) 助成先団体等役職員と旅行(公務のための旅行を除く。)をすること

(8) 助成先団体等又は助成先団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること